

欧州議会、遺伝資源に係る知的財産権の開発の側面に関する決議を採択

2013年1月17日

JETRO デュッセルドルフ事務所

欧州議会本会議は、1月15日、「遺伝資源に係る知的財産権の開発の側面に関する決議」を単純多数決による投票に基づいて採択した。ただし、本決議は非立法的なもの（Non-legislative resolution）であり、法的拘束力を有するものではないことに注意が必要である。

本決議に係るプレスリリースは、「EU は、薬効成分を有し又は伝統療法に関連する、途上国を出所とする植物を搾取しながらその利益を先住民に配分しない、多国籍企業によるいわゆる『バイオパイラシー』と闘わなければならない」と、その冒頭にて宣言。その上で、「バイオパイラシーを防ぐため、欧州議会議員は、特許付与には発明中で利用された遺伝資源及び伝統的知識の出所開示を開示し、それらの提供国の当局の同意を得ており公正な利益配分も行うことを約束している証拠を提供する義務が課されるべきと主張する」と言及。本決議においても、以下のとおり、特許付与の前提としての義務的な「出所開示要件」を特許制度に導入すべきと明確に主張している。

「欧州議会は……段落 28. 拘束的な法的文書（a binding instrument）こそが、知的財産権制度における生物多様性関連の措置が（遺伝資源等の）利用国によって実施されるための最も確かな方法であると信じ、特許出願中のいかなる遺伝資源ないし伝統的知識の出所も開示する義務的要件を遵守することを特許付与の前提とすべく、歩みを進めることを主張し、このような開示は、問題の遺伝資源ないし伝統的知識が事前の同意及び相互合意契約（prior informed consent (PIC) and mutually agreed terms (MAT)）といった適用され得るルールに従って取得されたことを証明する情報も含むべきであることを強調する」

さらに、同プレスリリースは、本決議の段落 22 の記載内容に関連し、遺伝資源及び関連する伝統的知識の利用を許可する国及び地域社会の権利を守ることを目的に、2010年10月に名古屋で開催された第10回生物多様性条約（CBD）締約国会議にて採択された「生物の多様性に関する条約の遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書」（以下「名古屋議定書」）の履行のための規則案¹が欧州委員

¹ 本規則案については、加盟国からのコメントを集めて掲載した未公開資料が EU 理事会において作成・検討されているとの情報が、1月15日付けで欧州理事会のウェブサイト（URL は、以下参照）にて公表されている。

http://register.consilium.europa.eu/servlet/driver?lang=EN&typ=Advanced&cmsid=639&ff_COTE_DOCUMENT=ff_COTE_DOSSIER_INST=ff_TITRE=ff_FT_TEXT=ff_SOUS_COTE_MATIERE=PI&dd_DATE_DOCUMENT=07%2F01%2F2013%3A16%2F01%2F2013&document_date_single_comparator=&document_date_single_date=&document_date_from_date=07%2F01%2F2013&document_date_to_date=16%2F01%2F2013&dd_DATE_REUNION=&meeting_date_single_comparator=&meeting_date_single_date=&meeting_date_from_date=&meeting_date_to_date=&fc=REGAISEN&srm=25&md=100&ssf=DATE_DOCUMENT+DESC&rc=2&nr=4&page=Detail

会によって最近提出されたことに触れ、欧州議会議員がこれを歓迎する旨にも言及している。

本決議は、欧州議会の「開発に関する委員会（Committee on Development）」における議論を経て、同委員会から本決議を求める報告書が本会議に提出され、採択されるにいたったもの。同プレスリリースによれば、同報告書の本会議での報告者（Rapporteur）であり、本決議の主起草者（underlined author）である「欧州緑グループ・欧州自由連盟」会派所属の Grèze 議員（フランス）は、次のようにコメントしている。

「世界の生物学的遺産の 90%は途上国で発見されているが、特許の大多数は先進国が保有している。自然資源と伝統的知識の利用のための我々のルールはとても粗悪に規定されており（very ill-defined）、企業はこの法的不安定性を伝統的なノウハウを利用するために悪用（exploit）している。EU は、貧困と闘うという自らの誓約に従って、公正な利益配分を確保するよう支援しなければならない」

前述のとおり本決議は法的拘束力を有するものではないこと、EU における立法には EU 理事会及び欧州議会の双方の議決を要すること、さらには、この決議案が欧州議会において途上国の開発協力についての検討を所掌する「開発に関する委員会」から提出されたものであることなども踏まえると、本決議が EU 加盟国政府の総意であるとは早計であろう。しかし、これが欧州議会の正式な「決議（resolution）」として採択されたことは、特許制度における遺伝資源の出所開示義務化を要求する途上国の立場を強くサポートする勢力が欧州域内に一定の割合で存在していることを国際社会に示したかたちとなる。このシグナルを受けた途上国が勢いを得て、世界所有権機関（WIPO）や世界貿易機関（WTO）TRIPS 理事会等の多国間交渉に一層強い態度で臨んでくることも考えられる。

特に、世界所有権機関（WIPO）では、遺伝資源等に関する政府間委員会（IGC）においては、遺伝資源、伝統的知識及び伝統的文化表現の効果的な保護を確保する国際的な法的文書のテキストについて合意にいたることを目的としてテキストベースの交渉が継続されている。いずれにしても、本年の WIPO/IGC では、先進国と途上国との間でこれまでも増して熱い議論が戦わされることとなろう。その行方からますます目が離せなくなってきた。

— 欧州議会のプレスリリースは、以下参照 —

[EU must act to combat biopiracy, say MEPs](#)

— 採択された決議（ただし、「Provisional edition」として公表）は、以下参照 —

[European Parliament resolution of 15 January 2013 on development aspects of intellectual property rights on genetic resources: the impact on poverty reduction in developing countries \(2012/2135\(INI\)\)](#)

- 欧州委員会の名古屋議定書の履行のための規則案は、以下参照 —
[Proposal for a REGULATION OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL on Access to Genetic Resources and the Fair and Equitable Sharing of Benefits Arising from their Utilization in the Union \(PDF\)](#)
- 同規則案についての欧州知的財産ニュースは、以下参照 —
[欧州委員会, 遺伝資源へのアクセス及び利益配分に関する規則案を公表 \(2012年10月9日\) \(PDF\)](#)
- 名古屋議定書の日本語仮訳文については、以下参照 —
[生物の多様性に関する条約の遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ公平な配分に関する名古屋議定書](#)
- 欧州議会「開発に関する委員会」の本決議を求めた報告書は、以下参照 —
[REPORT 14 December 2012 on development aspects of intellectual property rights on genetic resources: the impact on poverty reduction in developing countries, Committee on Development, Rapporteur: Catherine Grèze](#)
- 欧州議会における「欧州緑グループ・欧州自由連盟」会派については、同会派のウェブサイトを参照 —
[The Greens | European Free Alliance in the European Parliament](#)
- WIPO/IGC については、以下参照 —
[Intergovernmental Committee](#)

(以上)